

令和7年度第2回四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会
会議次第

日時 令和7年8月22日（金）午後1時30分
場所 四街道市企業庁舎2階会議室

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議題
 - ①下水道事業の経営について
 - ②今後の審議スケジュールについて
4. その他
5. 閉会

下水道事業の経営について



2025(令和7)年8月
四街道市 上下水道部

目次

① 下水道使用料の考え方について	
(1) 公営企業とは(再掲)	P. 2
(2) 財源確保のための方策(再掲)	P. 3
② 下水道事業の財源について	
(1) 下水道使用料	P. 4
(2) 企業債	P. 8
(3) 国庫補助金	P. 10
③ 下水道事業の課題について	
(1) 水需要の減少	P. 11
(2) 汚水処理原価の上昇	P. 13
(3) 施設の老朽化	P. 14
④ 下水道施設の更新計画について	
(1) スtockマネジメント計画	P. 15
(2) 上下水道耐震化計画	P. 17
⑤ 下水道使用料の改定率について	
(1) 損益と資金残高の推移	P. 18
(2) 運転資金の確保	P. 19
(3) 改定を見込んだ場合の推移	P. 20

① 下水道使用料の考え方について

(1) 公営企業とは（再掲）

- ・下水道（公営企業）のうち、雨水事業は税金による公費負担ですが、汚水事業は維持管理費や施設整備費の財源等を下水道使用料収入によってまかなう、独立採算で経営している事業です。
- ・下水道（汚水）を使用する方に、下水道施設の維持管理や整備にかかる経費を負担していただく受益者負担の考え方で経営しています。

収入の総額

下水道使用料

企業債

補助金等

=

支出の総額

維持管理費

（流域下水道維持管理費負担金、人件費、委託料、修繕費、減価償却費等）

支払利息、企業債償還金

施設整備費

（施設の整備、更新事業費等）

地方公営企業法（抜粋）

（経費の負担の原則）

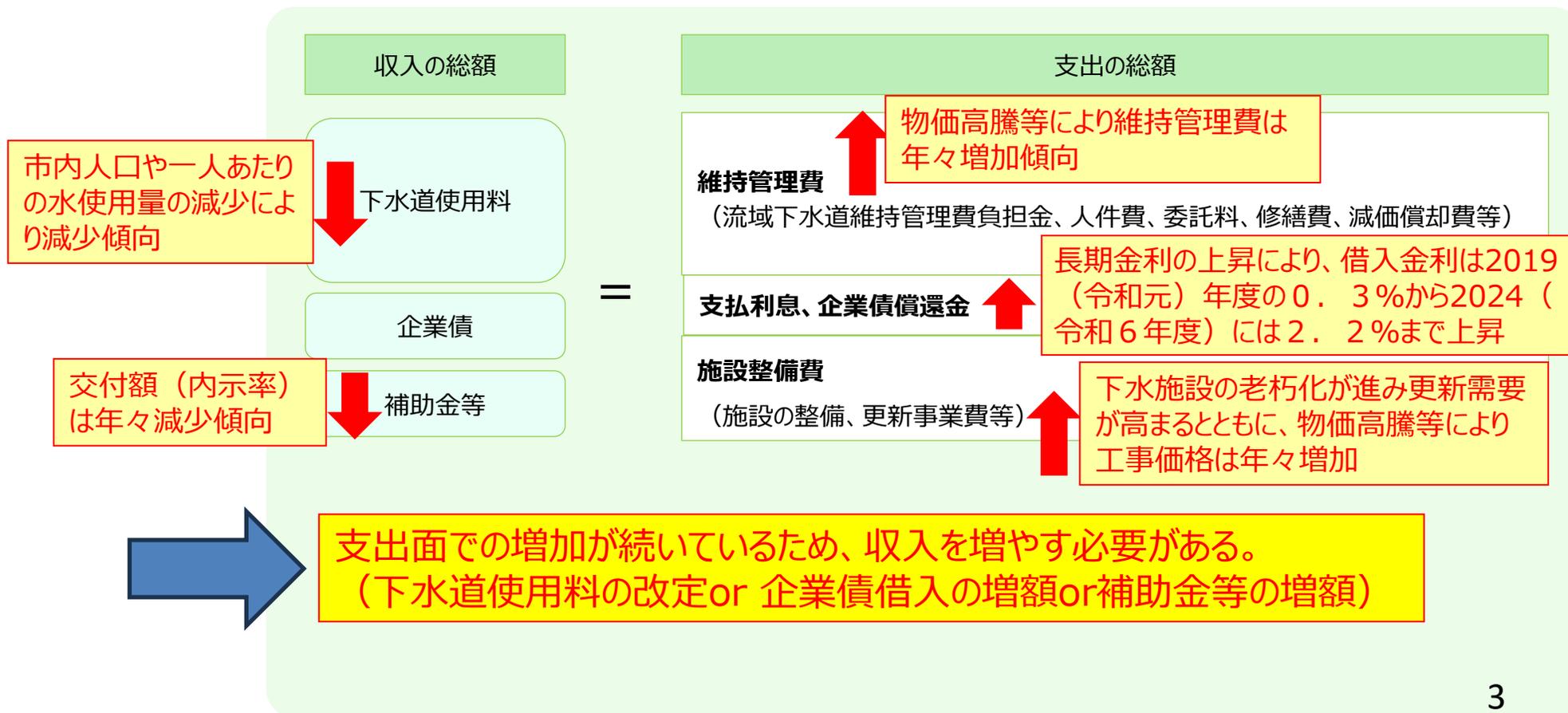
第17条の2 （略）

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は（中略）当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

① 下水道使用料の考え方について

(2) 財源確保のための方策（再掲）

- ・支出面では、電気代や人件費等の物価高騰、下水道施設の老朽化の影響等によりコストの増加が続いていますが、下水道機能を維持する中でのコスト削減には限界があります。
- ・独立採算である下水道事業として取れる方策は、下水道使用料を増やすか、企業債（借金）を増やすか、更なる補助金等を活用するか、いずれかとなります。



② 下水道事業の財源について

(1) 下水道使用料：使用料体系

- ・下水道使用料は、水道メーターの検針結果等に基づき「基本使用料+従量使用料（1 m³あたりの従量制）」の2部料金制で算定しています。
- ・汚水量の区分ごとに徐々に使用料が高くなっていく**累進制**を採用しています。

現行の下水道使用料体系

使用料区分	排除汚水量	金額 (1 m ³ あたり)
基本使用料	—	924円
従量使用料 (1 m ³ あたり)	1~10m ³	33円
	11~20m ³	132円
	21~30m ³	154円
	31~50m ³	176円
	51~100m ³	209円
	101~500m ³	231円
	501~1,000m ³	253円
	1,001m ³ ~	275円

※前回改定時（R5.4）に10m³までを定額とする基本水量制を廃止した際、小口使用者の使用料に与える影響を踏まえて、暫定的に低額に設定しました。

累進性の採用

※ 1か月あたりの使用料（税込）

② 下水道事業の財源について

(1) 下水道使用料：使用料の計算例

- ・ 2か月に1回水量の検針を行い、その水量を均等に分けて、1か月あたりの使用量として算定します。
- ・ 2か月に45m³使用した場合の下水道使用料は、下記の計算例のとおりで、5,918円となります。

現行の下水道使用料計算例

区分	排除汚水量	使用料単価	2 3 m ³ の月	2 2 m ³ の月
基本使用料		924円	<u>924円</u>	<u>924円</u>
従量使用料 (1 m ³ あたり)	1～10m ³	33円	33円×10m ³ = <u>330円</u>	33円×10m ³ = <u>330円</u>
	11～20m ³	132円	132円×10m ³ = <u>1,320円</u>	132円×10m ³ = <u>1,320円</u>
	21～30m ³	154円	154円×3m ³ = <u>462円</u>	154円×2m ³ = <u>308円</u>
	31～50m ³	176円		
	51～100m ³	209円		
	101～500m ³	231円		
	501～1,000m ³	253円		
	1,001m ³ ～	275円		
下水道使用料 小計 (1円未満切り捨て)			<u>3,036円</u>	<u>2,882円</u>
下水道使用料 2か月あたり合計 (検針・請求単位)			<u>5,918円</u>	

② 下水道事業の財源について

(1) 下水道使用料：累進制の目的と問題点

- ・累進制の目的は、累進制による費用負担の増加を通じて大口使用者の需要を抑制するとともに、増加する水需要をまかなうための費用を大口使用者に求めて小口の使用者の負担を減らすことです。
- ・しかし、今後の水需要は減少傾向にあり、累進制の必要性は以前と比べ薄れてきています。
- ・また、累進制である従量使用料には、使用者間の負担の公平性の問題があります。

参考：累進度

累進制の強さを示す指標で、大口使用者にどの程度より多くの費用負担を求めているかの目安となります。

現在の下水道使用料体系の累進度は、区分あたりの最高単価 ÷ 区分あたり最低単価で算出され、 $275円 \div 33円 \approx 8.3$ となります。

累進度 8.3 という数値は、最低単価である1か月あたりの水量が 10m^3 までの使用者は $33\text{円}/\text{m}^3$ で下水道を使用しているのに対して、最高区分である $1,001\text{m}^3$ 以上の使用者は $275\text{円}/\text{m}^3$ で使用しており、約8倍の費用負担をしていることを示しています。

区分	汚水量	使用料
従量使用料 (1m^3 あたり)	$1\sim 10\text{m}^3$	33円
	$1,001\text{m}^3\sim$	275円

(※消費税込)

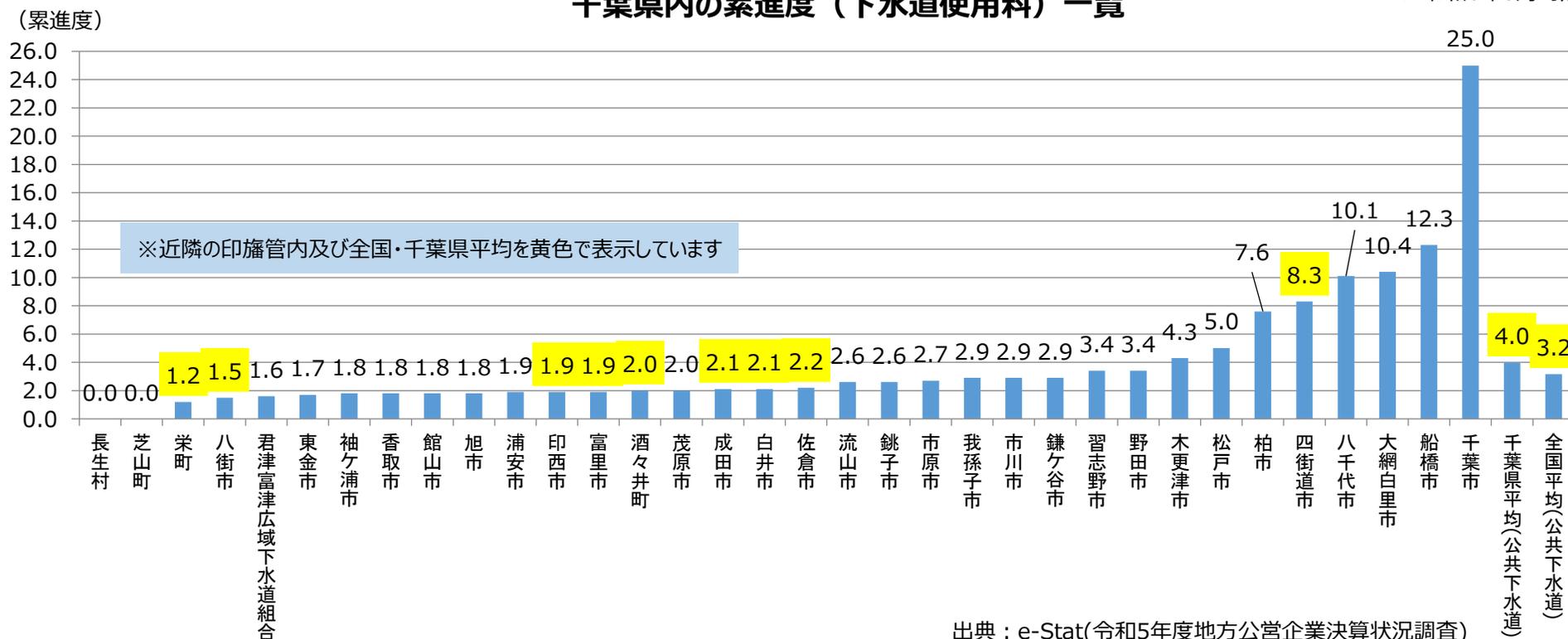
② 下水道事業の財源について

(1) 下水道使用料：累進度一覧

- ・近年は全国的に下水道使用料の改定が増えてきている中で、本市同様の基本水量制を廃止する改定等により一時的に累進度が高く出ている団体や、使用料体系により累進度が0となっている団体があります。
- ・累進度の全国平均は3.2となり、千葉県平均は4.0となっていますが、近隣の印旛管内では、最も高い本市が一時的に8.3であるほかは、次に高い佐倉市が2.2となり、最も低い栄町は1.2となっています。

千葉県内の累進度（下水道使用料）一覧

※令和6年3月時点



② 下水道事業の財源について

(2) 企業債：企業債の役割

- ・企業債は、施設の整備等に要する財源を調達する手段の一つで、借入先には公的資金と民間等資金があり、償還期間等に違いがあります。
- ・下水道管は50年以上機能すると考えられているため、その整備等の財源を現在の使用者だけに求めるのではなく、企業債を借り入れて長期に渡って返済をすることで、世代間の負担の公平を図っています。

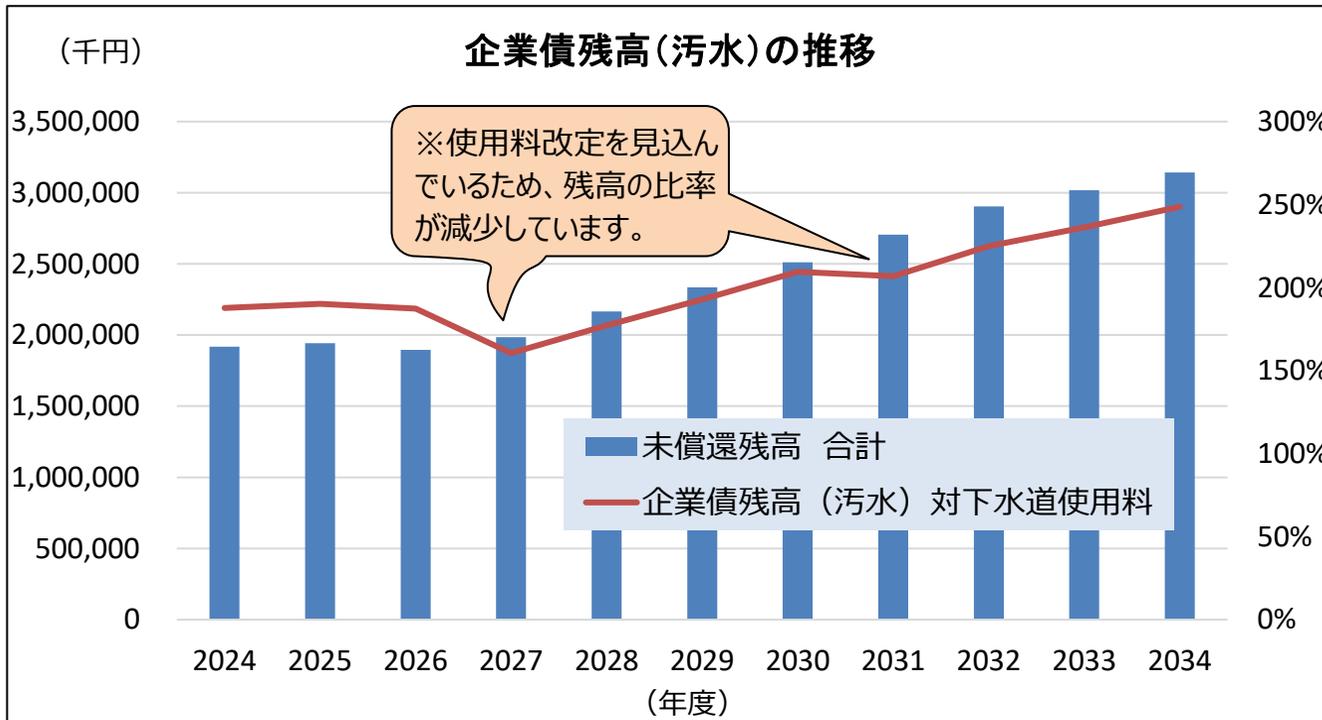
企業債の種類等

種類	名称	借入先・償還期間	備考
公的資金	財政融資資金	借入先：財務省 主な償還期間：40年	本市の主な借入先 長期に渡って機能する下水道管 に対する起債として償還期間が 最も長いため
	地方公共団体 金融機構資金	借入先：地方公共団体金融機構 主な償還期間：30年	金利等条件は財政融資資金と変 わらないが、償還期間が30年とな る
民間等資金	銀行等引受資金	借入先：銀行等 主な償還期間：10年以下	車両等の使用可能期間が短い資 産に対する起債等で使われる
	市場公募資金	借入先：債券発行市場 主な償還期間：5～20年	主体となって債券を発行する物で、 本市は未実施となっている

② 下水道事業の財源について

(2) 企業債：企業債残高

- ・下水道管の更新需要の高まりにより、2034（令和16）年度には汚水企業債残高が31億円、下水道使用料に対する比率が250%に達するとともに、年間の利子払いが6千万円まで増加します。
- ・企業債は施設整備等の重要な財源ですが、残高の増加は、利子払いによる損益の悪化や元本償還による後年度への負担の先送りにもつながります。
- ・経営戦略（令和6年度改定）においては、市全体を対象とした健全化判断の基準である将来負担比率を参考に、企業債残高の抑制のため企業債残高対下水道使用料の上限目標を300%としています。



健全化判断比率：将来負担比率

財政健全化法における基準として、地方公共団体の借入金（企業債）などの負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模}} \\ \doteq \frac{\text{企業債残高}}{\text{下水道使用料}}$$

※自主的な改善努力による財政健全化が求められる早期健全化基準
➔市区町村の将来負担比率350%

② 下水道事業の財源について

(3) 国庫補助金

・公共下水道事業の主要な施設の改築については、下水道法施行令第24条の2第1項において、国の補助率が1/2と定められています。

・ただし、すべての事業費が補助の対象となるわけではなく、総事業費に対する補助対象事業費は下表のとおりで、また、近年は補助金の交付率が低下傾向にあり、補助率1/2で要望は出していますが、2022（令和4）年度までは交付率100%のところ、2025（令和7）年度の交付率は54%となっています。

下水道事業の各種事業制度 目次

※参考：本市の総事業費と補助金交付額(汚水)

頁	施策	制度	予算
1	通常の下水道事業		社資 防安
2	未普及対策	下水道整備推進重点化事業	社資 -
		浸水対策に係る個別補助事業	補
3	浸水対策	下水道床上浸水対策事業	補
4		事業間連携下水道事業	補
5		大規模雨水処理施設整備事業	補
6		官民連携浸水対策下水道事業	補
7		特定地域都市浸水被害対策事業	補
8		下水道浸水被害軽減総合事業	社資 防安
9	浸水対策	内水浸水リスクマネジメント推進事業	社資 防安
10		都市水害対策共同事業	社資 防安
11	地震対策	下水道基幹施設耐震化事業【R7新規】	補
12		下水道総合地震対策事業【R7拡充】	社資 防安
13	改築事業	下水道ストックマネジメント支援制度	社資 防安
14		下水道情報デジタル化支援事業【R7拡充】	社資 防安
15	資源・エネルギー、広域化、共同化等	下水道脱炭素化推進事業	補
16		下水道広域的災害対応支援事業【R7拡充】	補
17		下水污泥肥料化推進事業	補
18		下水道リノベーション推進総合事業	社資 防安
19		下水道広域化推進総合事業	社資 防安
20		下水道地域活力向上計画策定事業	社資 -
21		下水道温室効果ガス削減推進事業	社資 防安
22		特定水域合流式下水道改善事業	社資 防安
23		新世代下水道支援事業制度	社資 防安
24		都市水環境整備下水道事業	社資 防安
25	官民連携	民間活カインノベーション推進下水道事業	補
26		下水道民間活カ導入促進事業	社資 防安
27	上下水道一体	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業	補
28		(1) 上下水道施設再編推進事業	補
29		(2) 上下水道施設耐震化推進事業	補
		(3) 官民連携等基盤強化推進事業	補
		(4) 上下水道 DX 推進事業	補
		(5) 業務継続計画策定事業	補
30	道路陥没事故対策	緊急下水道管路改築事業【R6予備費】	補
31		大規模下水道管路特別重点調査等事業【R6予備費】	補

	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
総事業費	118,541	169,362	262,725	324,980	310,462
補助対象事業費	59,233	94,000	183,360	110,800	85,200
補助金要望額	29,616	47,000	91,950	55,400	42,600
補助金交付額	29,616	47,000	64,050	43,000	23,010
補助金交付率	100%	100%	70%	78%	54%

補助率
1/2

※適用事業

赤字：現在使用している補助事業 黄色：来年度から追加申請

出典：国土交通省関東地方整備局ホームページ「下水道事業の各種事業制度の概要」
(https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000864091.pdf)

社資：社会資本整備総合交付金
防安：防災・安全交付金
補：個別補助金

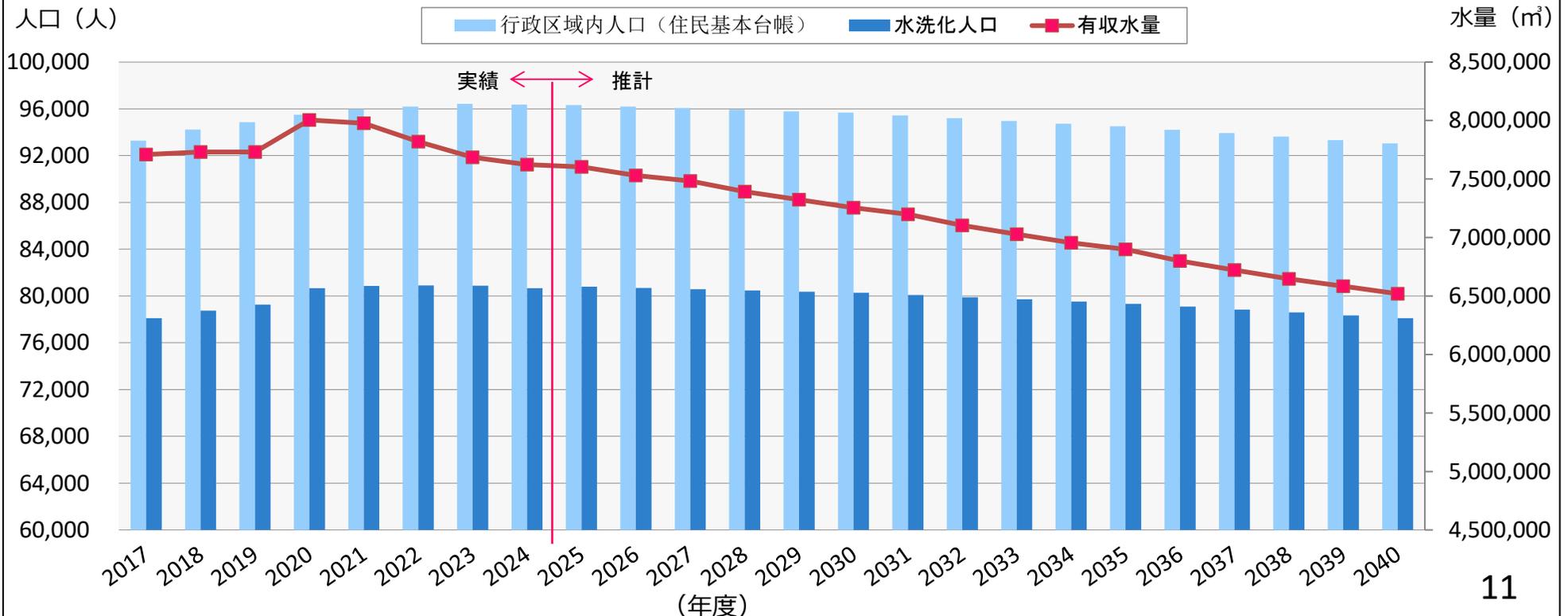
※下水道事業の手引き令和6年版
国土交通省水管理・国土保全局下水道部／監修日本水道新聞社
P.317 表5-1 施策別の各種事業制度を加算

③ 下水道事業の課題について

(1) 水需要の減少：人口と水量の推移

- ・市の人口の伸びに比例して水洗化人口（下水道の使用者）及び有収水量（料金算定のもとになる水の利用量）も増加してきましたが、2025（令和7）年度現在は減少傾向となっています。
- ・2024（令和6）年度に実施した最新の推計では、水洗化人口は2022（令和4）年度がピークで、有収水量は2020（令和2）年度がピークであり、節水機器の普及や生活スタイルの変化により水洗化人口以上に有収水量の減少が進んでいきます。

行政区域内人口及び水洗化人口と有収水量の推移



③ 下水道事業の課題について

(1) 水需要の減少：水使用量の変化

- ・検針された水の使用量について、水量区分ごとの20年間での変化を示したものが下表になります。
- ・2004（平成16）年度は、従量使用料単価の高い41～100m³の水量区分が60%以上の割合を占めていましたが、2014（平成26）年度及び2024（令和6）年度では、比較的に単価の安価な21～60m³の水量区分が約60%の割合を占めており、使用料単価の低下が進行しています。
- ・水使用量の変化は世帯あたり人数の減少等によるものと考えており、今後も続いていくと考えられます。

2004（平成16）年度					2014（平成26）年度				2024（令和6）年度		従量使用料（1m ³ につき）	
水量区分	水量(m ³)	割合		水量(m ³)	割合		水量(m ³)	割合	汚水排除量	金額		
0～20m ³	287,153	3.9%		490,713	6.4%		705,997	9.3%	1～10m ³	33円		
21～40m ³	1,401,392	19.2%		2,045,099	26.7%		2,387,795	31.3%	11～20m ³	132円		
41～60m ³	2,238,635	30.7%	→	2,440,060	31.8%	→	2,379,788	31.2%	21～30m ³	154円		
61～100m ³	2,247,145	30.9%		1,734,483	22.6%		1,361,895	17.9%	31～50m ³	176円		
101～200m ³	485,879	6.7%		304,983	4.0%		216,710	2.8%	51～100m ³	209円		
201～1,000m ³	254,549	3.5%		242,952	3.2%		266,000	3.5%	101～500m ³	231円		
1,001～2,000m ³	172,200	2.4%		170,050	2.2%		143,655	1.9%	501～1,000m ³	253円		
2,001m ³ ～	195,976	2.7%		234,924	3.1%		162,241	2.1%	1,001m ³ ～	275円		
合計	7,282,929			7,663,264			7,624,081					

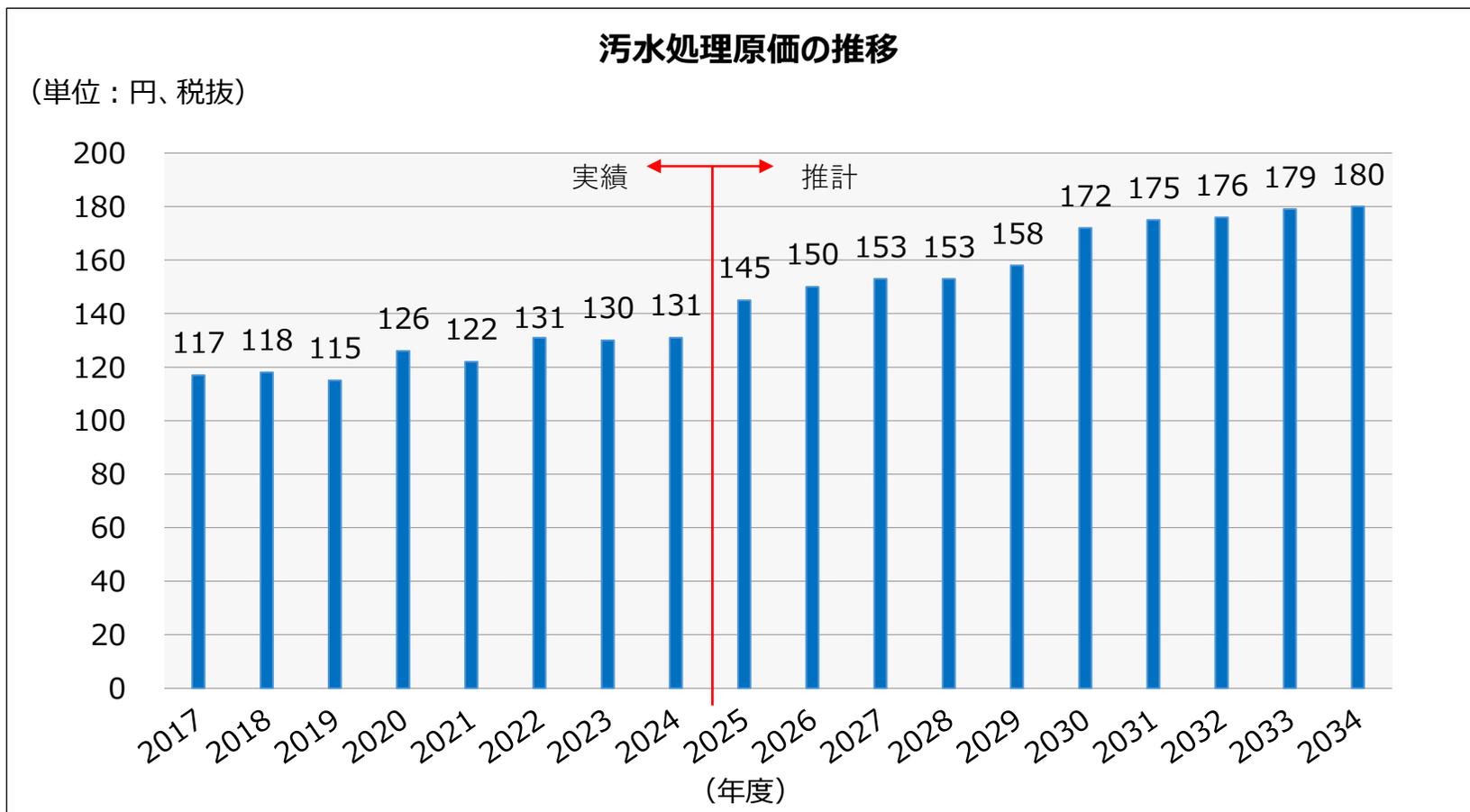
※ 2か月あたりの使用水量

※ 1か月あたりの使用料（税込）

③ 下水道事業の課題について

(2) 汚水処理原価の上昇

- ・本市が1 m³の汚水を処理するためにかかる経費を示したものが汚水処理原価で、2017（平成29）年度は117円でしたが、直近の実績である2024（令和6）年度には131円となっています。
- ・諸物価の上昇の影響により汚水処理原価の上昇が続いており、今後は、老朽化した下水道管の更新需要が高まり事業費の増加を見込んでいるため、更なる上昇傾向が続くものと見込んでいます。



③ 下水道事業の課題について

(3) 施設の老朽化

- ・1975（昭和50）年の供用開始から50年が経過し、下水道管の老朽化が進んでいるため、管の破損や道路陥没といった被害のリスクが高まっています。
- ・汚水処理を委託している千葉県の流域下水道の施設についても、直近では汚泥焼却炉の更新が予定されているなど、老朽化が進んでいます。



下水道管の内部(破損、侵入水)



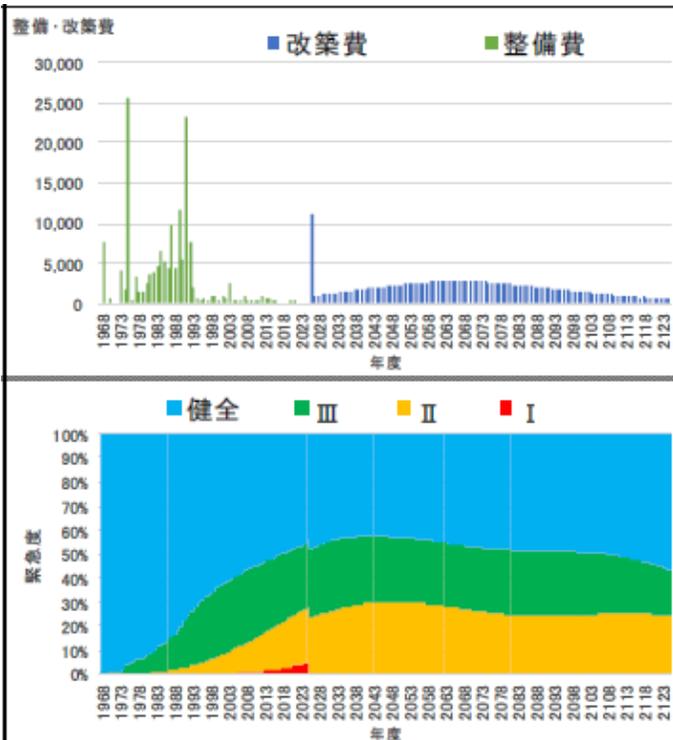
道路陥没(千代田地区)

④ 下水道施設の更新計画について

(1) スtockマネジメント計画：ストックマネジメントによる検討

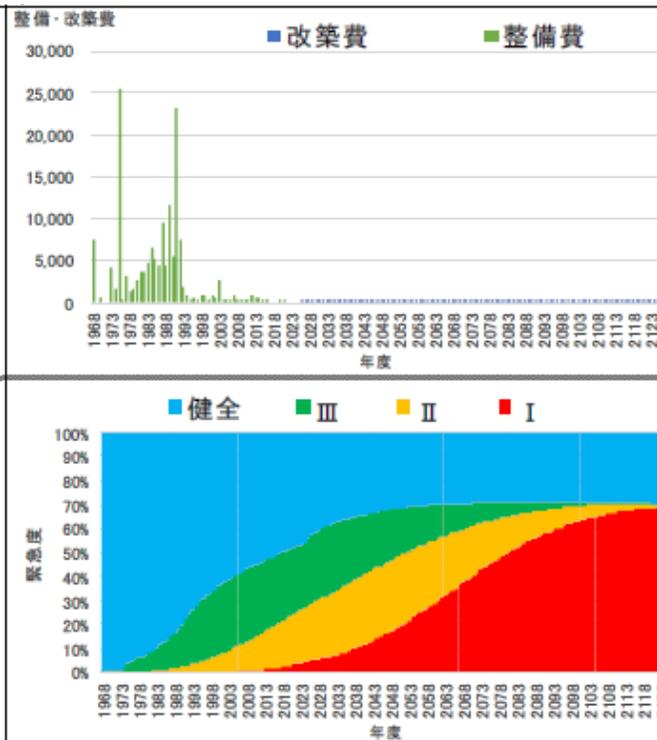
- ・ストックマネジメントとは、施設全体の維持管理・改築を最適化する取り組みのことで、下水道では、下水道管内のカメラ調査結果により緊急度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲでランク付けした上で、計画的な改築を実施しています。
- ・事業費を段階的に増加させることで緊急度Ⅰ、Ⅱが30%程度で抑制されるパターン③を採用しています。

① 緊急度Ⅰをすべて更新するパターン



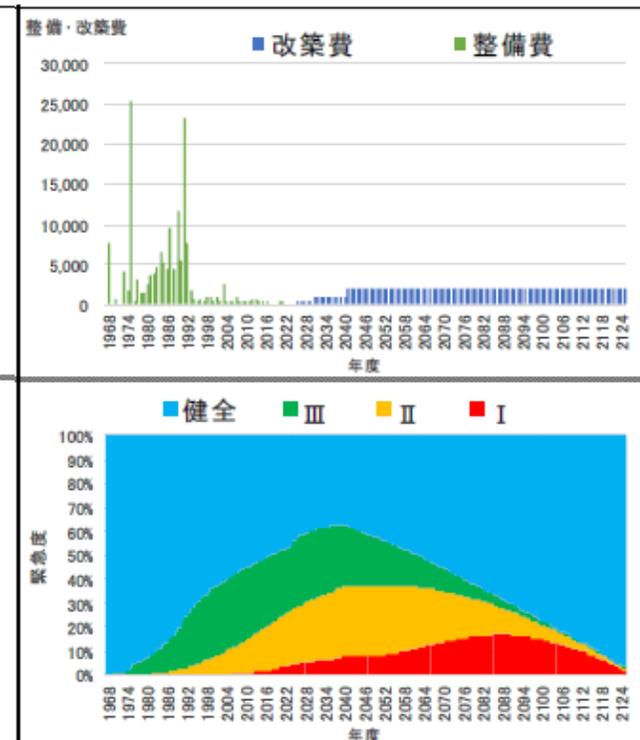
事業費：単年度の最大事業費は110億円、今後50年間の事業費年間平均は23億円
備考：緊急度Ⅰは解消されリスクは小さくなるが、事業費が非常に大きい

② 事業費3億円/年で更新するパターン



事業費：単年度の最大事業費は3億円、今後50年間の事業費年間平均は3億円
備考：事業費は抑制されるが、下水道管の70%が緊急度Ⅰとなり非常にリスクが大きい

③ 事業費段階的増加で更新するパターン



事業費：5億、10億、20億円と事業費を段階的に増加。単年度の最大事業費は20億円、今後50年間の事業費年間平均は16.5億円
備考：事業費とリスクのバランス型 15

④ 下水道施設の更新計画について

(1) スtockマネジメント計画：ストックマネジメントに基づく改築計画

・カメラ調査については、当初調査した地区についても時間を置いて再度実施することで、下水道管の健全度が常に点検、調査出来ている状態を保つサイクルで実施するものです。

・2034（令和16）年度までに、カメラによる調査及び計画策定費用として6億円、前ページのパターン③の採用に基づき市内4地区における改築事業費として37億円を見込んでいます。

地区ごとに
順次実施

ストックマネジメント事業(汚水)

パターン③は2029（令和11）年度より採用

(単位：千円、税込)

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	事業費 合計
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
点検・調査	19,630	65,000	63,000	31,000	53,300	77,500	70,000	66,000	76,000	73,000	594,430
修繕・改築	旭ヶ丘	→									
	つくし座	→									
	みそら	→									
	千代田	→									
事業費小計	259,816	136,125	233,350	96,100	500,000	503,000	500,000	503,000	500,000	500,000	3,731,391
合計	279,446	201,125	296,350	127,100	553,300	580,500	570,000	569,000	576,000	573,000	4,325,821

④ 下水道施設の更新計画について

(2) 上下水道耐震化計画

- ・上下水道耐震化計画とは、能登半島地震による甚大な被害を踏まえて、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け国から策定の要請があったものです。
- ・災害時避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化のため、直近は、印旛沼流域下水道鹿島幹線に接続している四街道北部第1汚水1号幹線の耐震化工事を予定しています。

耐震化事業(汚水)

(単位：千円、税込)

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	事業費 合計
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
耐震診断 調査		15,000		15,000			15,000				45,000
実施設計			25,000		25,000			25,000			75,000
耐震工事				405,000	405,000	415,000	415,000	415,000	113,000	113,000	2,281,000
工事箇所				幹線接続点～栗山小			市役所庁舎～福祉センター～中央小			四街道北高校 ～文化センター～大日	
合計	0	15,000	25,000	420,000	430,000	415,000	430,000	440,000	113,000	113,000	2,401,000

⑤ 下水道使用料の改定率について

(1) 損益と資金残高の推移

- ・2023(令和5)年4月の下水道使用料改定により、税からの補てんである基準外繰入無しで黒字経営となりました。しかし、今後は経費の増加により赤字経営が続くと見込んでおり、現在の下水道使用料を維持した場合、2030(令和12)年度には資金残高がマイナスとなり事業の継続が困難となる見込みです。
- ・汚水事業の企業債残高割合についても、2032(令和14)年度には上限目標である300%に達しており、これ以上の企業債借入は後年度への負担が過大となります。
- ・経営戦略において4年ごとに適正な使用料水準を検討することとしているため、本検討では2027(令和9)年度からの4年間で下水道使用料の算定期間としています。

	18%の使用料改定		下水道使用料算定期間							資金残高マイナス				(単位：百万円、税抜き)
※使用料改定しない場合	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	
純利益	3	45	38	▲68	▲100	▲138	▲157	▲220	▲334	▲334	▲315	▲326	▲324	
資金残高	137	407	492	564	627	607	308	88	▲150	▲365	▲630	▲844	▲1,081	
使用料収入	887	1,006	1,022	1,021	1,011	1,005	993	984	974	967	954	944	934	
基準外繰入	141													
流域下水道維持管理費負担金	513	505	509	554	548	561	553	548	607	602	594	587	581	
汚水企業債残高(使用料割合)	236%	195%	188%	190%	187%	197%	218%	237%	258%	280%	304%	320%	337%	

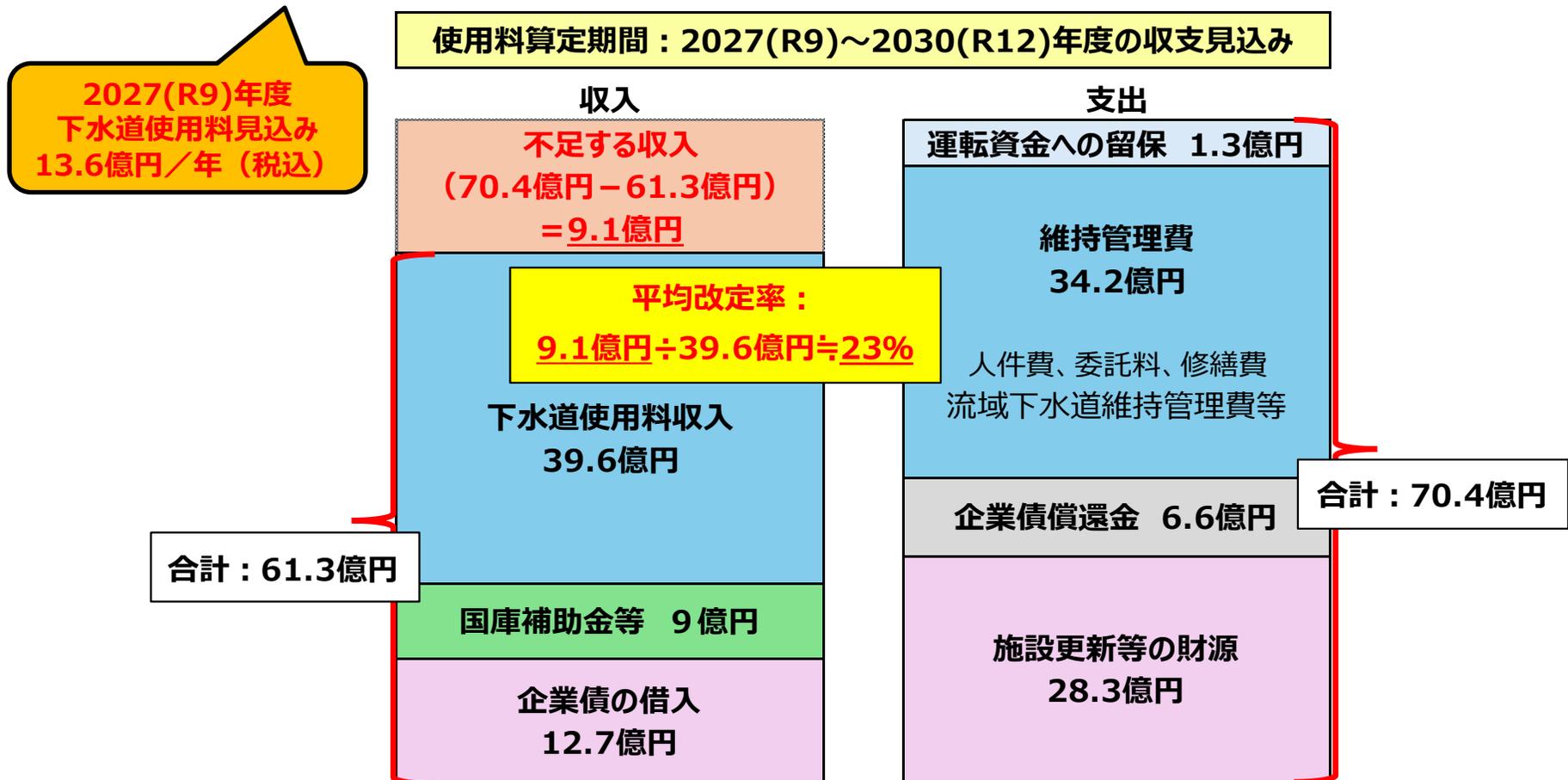
← 実績 | 推計 →

5年ごとに維持管理費が改定

⑤ 下水道使用料の改定率について

(2) 運転資金の確保

- ・本改定では、使用料算定期間における下水道使用料収入の約6か月分である資金残高7億円を必要運転資金として見込んでいます。
- ・使用料算定期間において見込まれる支出金額に対して必要な資金を確保するには、収入が9.1億円不足しており、それを補うために下水道使用料収入を23%増やす必要があります。



⑤ 下水道使用料の改定率について

(3) 改定を見込んだ場合の推移

- ・2027（令和9）年度に平均改定率23%で使用料改定を実施した場合、使用料算定期間において資金残高目標である7億円が確保されます。
- ・汚水事業の企業債残高割合についても、上限目標である300%に達することがなくなり、企業債借入と使用料収入でバランスの取れた財源構成となります。
- ・次の使用料算定期間となる2031（令和13）年度以降については、本資料P16のとおり大幅な耐震化事業の増加が見込まれているため、その際の経営の状況を踏まえて、再度審議会での審議を予定しています。

	18%の使用料改定		下水道使用料算定期間							(単位：百万円、税抜き)			
※使用料改定を見込んだ場合	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
純利益	3	45	38	▲68	▲100	94	71	6	▲110	8	22	8	6
資金残高	137	407	492	564	627	839	767	773	759	886	958	1,076	1,169
使用料収入	887	1,006	1,022	1,021	1,011	1,236	1,221	1,210	1,198	1,308	1,291	1,277	1,264
基準外繰入	141												
流域下水道維持管理費負担金	513	505	509	554	548	561	553	548	607	602	594	587	581
汚水企業債残高(使用料割合)	236%	195%	188%	190%	187%	161%	177%	193%	210%	207%	225%	236%	249%

実績 ← 推計

維持管理費の改定

4年ごとに使用料改定を見込む

下水道事業の企業債について



2025(令和7)年8月
四街道市 上下水道部

目次

- | | |
|--------------------|------|
| ① 下水道事業の企業債について | |
| (1) 下水道雨水施設の更新計画 | P. 2 |
| (2) 雨水及び汚水分企業債残高 | P. 3 |
| (3) 汚水分企業債残高の長期見込み | P. 4 |

下水道使用料の改定率を検討する上では、財源確保策として企業債の借り入れ水準が重要なポイントになります。

本追加資料では、雨水事業も含めた企業債残高の推移(P.2,P.3)、汚水分企業債残高の長期見込み(P.4)をまとめています。

① 下水道事業の企業債について

(1) 下水道雨水施設の更新計画

- ・下水道の雨水事業は一般会計の財源で実施するため、下水道使用料の改定と直接は関係ありませんが、今後の雨水事業は四街道雨水幹線や小名木雨水幹線における大規模工事を控えています。
- ・雨水事業は補助金を除く全額を起債対象とする方針のため、事業費の増加に伴い企業債の借入額も増加していきます。

浸水対策事業(雨水)

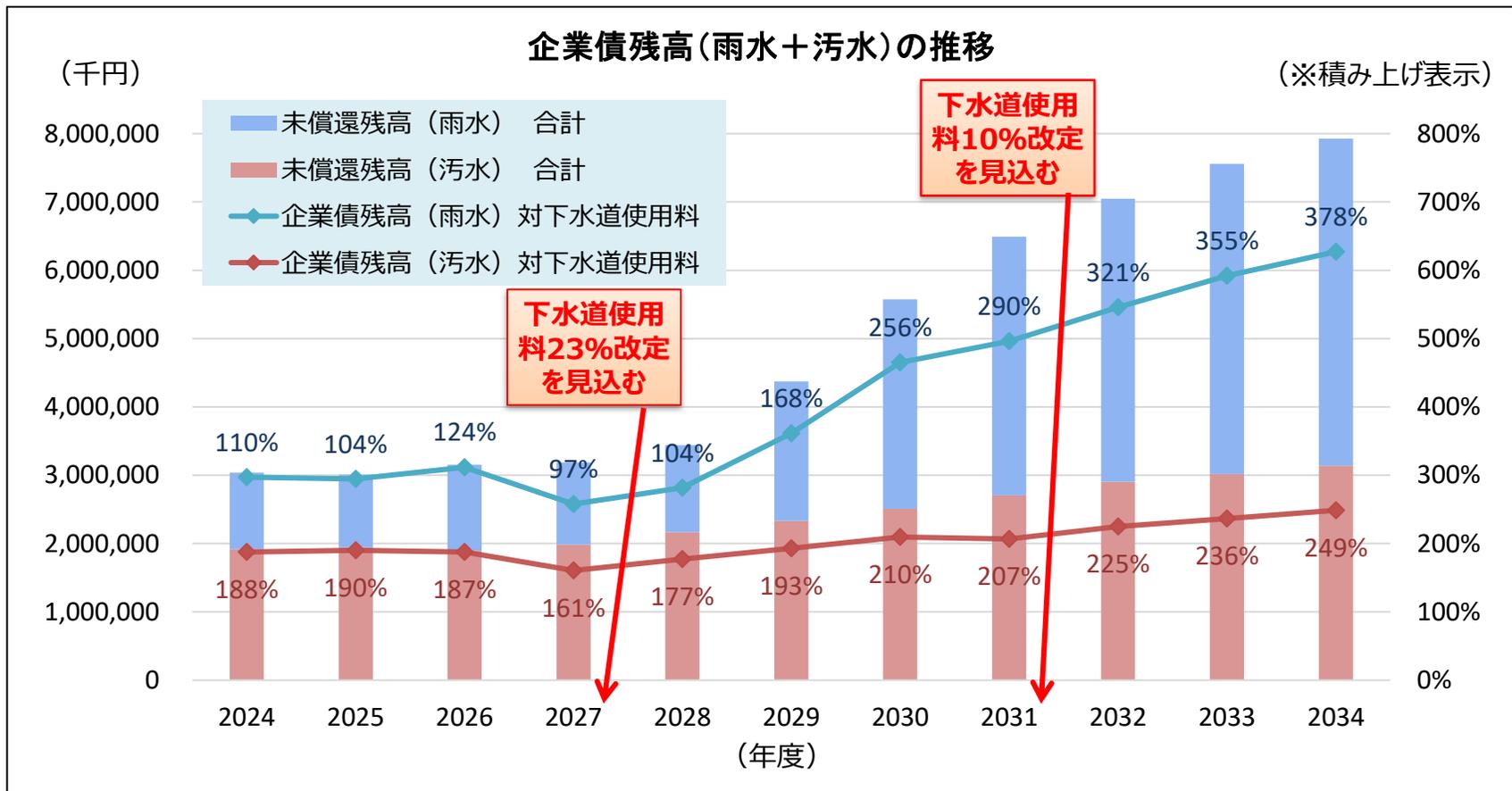
(単位：千円、税込)

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	事業費 合計
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
四街道雨水幹線	0	50,000	66,000	62,000	1,380,000	1,840,000	1,380,000	766,000	920,000	690,000	7,154,000
小名木雨水幹線	0	0	7,000	35,000	0	0	0	0	0	0	42,000
小名木雨水4号幹線	0	17,400	15,000	100,000	15,000	3,240	0	0	0	0	150,640
小名木雨水5号幹線	18,568	141,500	1,000	4,320	18,568	0	0	0	0	0	165,388
合計	18,568	208,900	89,000	201,320	1,395,000	1,843,240	1,380,000	766,000	920,000	690,000	7,512,028
うち企業債借入額	3,400	253,800	9,100	141,500	835,800	1,101,600	822,300	484,200	546,100	408,000	4,605,800

① 下水道事業の企業債について

(2) 雨水及び汚水分企業債残高

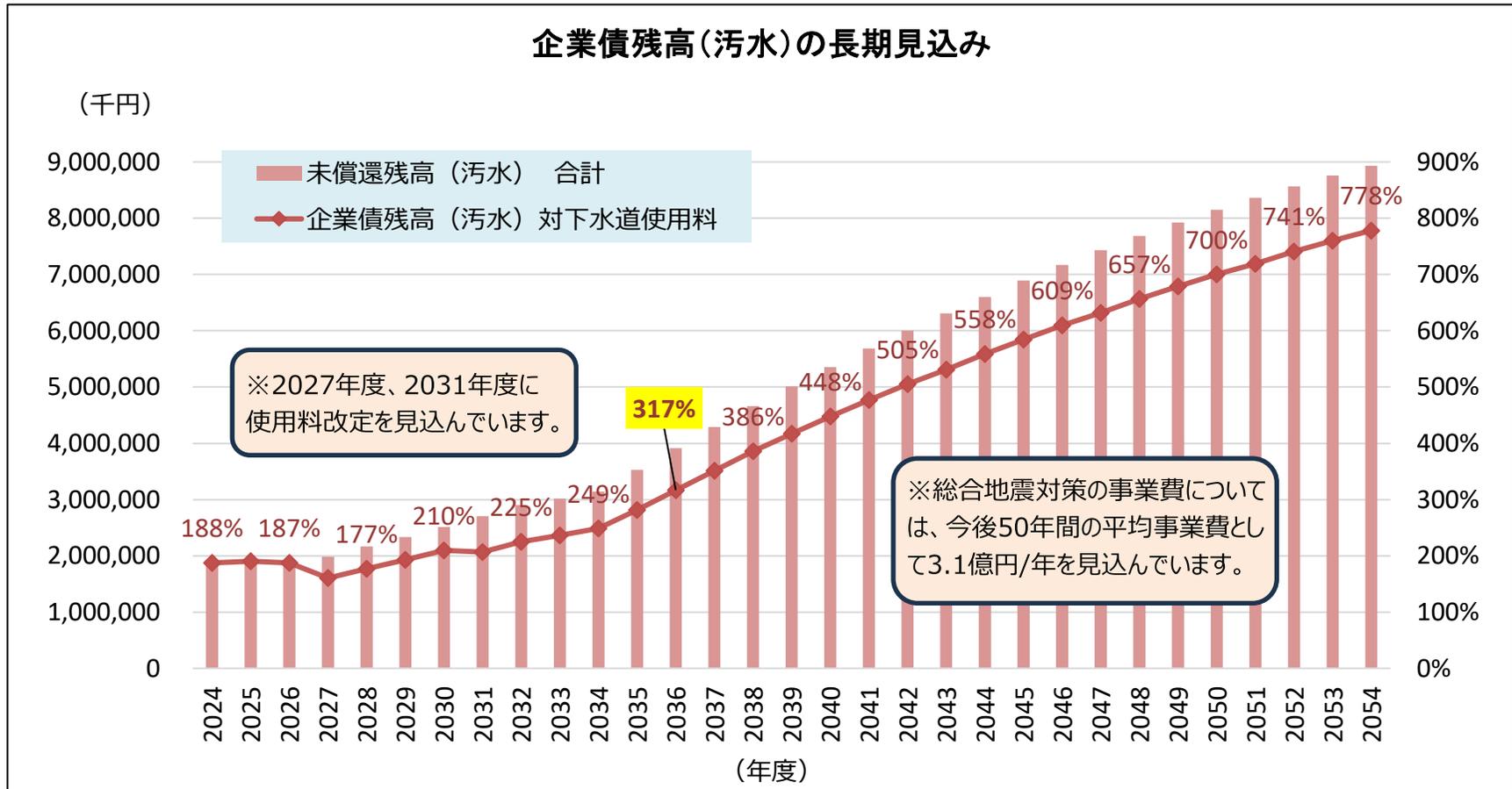
- ・2023（令和5）年度末時点の雨水汚水を合計した企業債残高比率の類似団体平均は680%ほどですが、本市の同比率は303%となっており、現在の企業債残高水準は良好です。
- ・しかし、今後は建設改良事業の増加が予定されており、2024（令和6）年度に改定した経営戦略の財政推計において、期間中に2度の使用料改定を見込んだ場合でも、計画最終年度には雨水汚水を合計した企業債残高対下水道使用料の比率は627%、残高は79億円まで増加を見込んでいます。



① 下水道事業の企業債について

(3) 汚水企業債残高の長期見込み：ストックマネジメント事業10億円

- ・段階的に事業費を増加する計画のストックマネジメント事業について、2035（令和17）年度より年間5億円から10億円に事業費を引き上げると、汚水企業債残高は右肩上がりに上昇し、更なる使用料改定を見込まない場合、2036（令和18）年度には現在の目標である300%を超過し、317%となります。
- ・2054（令和36）年度には、汚水企業債残高が89億円となり、年間の元金償還金が3.2億円、利息が1.9億円となるため、下水道事業の経営を大きく圧迫することが見込まれます。



令和7年度 四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会 開催予定表

※令和7年8月変更後

開催日	議題	資料
第1回 令和7年7月22日	①下水道事業経営戦略（令和6年度改定）について ②経営戦略で見込んだ下水道使用料改定について ③今後の審議スケジュールについて	①四街道市下水道事業経営戦略（令和6年度改定） ②四街道市下水道事業 投資・財政計画詳細 ③令和7年度 四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会 開催予定表
第2回 令和7年8月22日	①下水道事業の経営について ②今後の審議スケジュールについて	①下水道事業の経営について（使用料のしくみ、考え方、改定率等） ②令和7年度 四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会 開催予定表（※令和7年8月変更後）
第3回 令和7年10月中旬	①下水道使用料の改定案について	①下水道使用料の改定案（算出の手順と内容詳細等）
第4回 令和7年11月下旬	①下水道使用料の改定案について ②下水道使用料のあり方について（答申案）	①下水道使用料の改定案 ②下水道使用料のあり方について（答申案）
答申書 手交式 令和7年12月下旬	①下水道使用料のあり方について（答申）	①下水道使用料のあり方について（答申）